

4.4 ポイント上昇している。そして両者を合計した比率は約2倍以上に達している。この比率は今後さらに上昇する見込みであり、1979年には32.6%に達するとみられている。

これを日本の被用者の場合と比較すると、大きな差があることがわかる。すなわち、表4は日本の標準世帯の給与に対する所得税と社会保険料の比率を示したものであるが、西ドイツの疾病保険加入所得限度額（1976年27,900マルク）に近い300万円の年収の者の場合、所得税については西ドイツの約 $\frac{1}{4}$ 、社会保険料については約 $\frac{1}{2}$ できわめて低い。年収500万円の場合でもこれらの比率はかなり低い。当然のことながら今後所得税も社会保険料も上昇するであろうが、西ドイツ並みになるには相当長い期間がかかると思われる。ただ単純に比較して西ドイツより比率が低いので、所得税や社会保険料をもっと引き上げてもよいのではないかと判断するのは適当でなく、それは社会サービスの充実の度合に応じたものでなければならないので、あくまで社会サービスとの関係で考えられるべきことである。

表4 日本の給与所得者（夫婦・子ども2人）の給与に対する所得税  
・社会保険料の比率  
(単位: %)

年	給与年額100万円			給与年額200万円			給与年額300万円			給与年額500万円		
	所得税	社会保険料	計									
1955	26.9	7.05		37.7	7.05		43.1	7.05		49.7	7.05	
1960	11.9	5.60		20.2	5.60		25.5	5.60		31.8	5.60	
1970	0.9	7.35		6.2	7.35		10.5	7.35		17.6	7.35	
1973	—	8.05		4.0	8.05		7.2	8.05		12.6	8.05	
1974	—	8.05		1.7	8.05		4.0	8.05		7.7	8.05	
	(1.9)	(10.1)		(4.7)	(12.9)		(6.1)	(14.7)		(9.0)	(17.2)	
1975	—	8.2		8.8	0.6		8.2	9.4		2.8	8.2	
	(—)	(8.2)		(3.2)	(11.4)		(4.9)	(13.1)		(8.0)	(14.9)	
												(16.2)

(注) 1. 社会保険料は政管健保、厚年および雇保の合計。

2. 1975年の内は上段単身者の場合、下段夫婦の場合。

(資料) 国税庁「国税庁統計年報告書」、「社会保障年鑑」。

OECD, Revenue Statistics OECD Member Countries 1975.  
OECD, National Accounts OECD Countries, 1973, 1974.  
Bundesminister für Arbeit und Sozialordnung, Sozialbericht 1976.

(石本忠義 健保連)

## ティトマスと社会福祉

### I

戦後イギリスの社会福祉や社会保障を口にする場合、ティトマスという人を避けて通ることは困難であろう。それほどまでにこの分野でティトマスの果たした功績は大きい。ティトマスの考え方や研究方法は、現在のイギリスにおける福祉政策研究をささえる一本の大きな柱となっている。彼の亡き後、その遺した成果と課題を整理する努力が試みられるのは当然のことであろう。

ここに紹介する論文は、そうした試みの一つである。著者はまず序において、ティトマスの著作に共通して見られる一般的特徴を紹介し、その上でいくつかのテーマに絞り彼の論旨を整理し、理論上の矛盾点や問題点を指摘している。

### II

ティトマスの著作に共通する特徴点として著者が列挙するのは次のような点である。

#### i) 福祉政策 (social policy) の意味

福祉政策とはどういう意味を持つものかについて、彼は常に強い関心をはらっていた。そして彼は福祉政策の意味を経済政策との対比において捉えていた。後者が交換ないし相互移転の関係に立脚するのに対し、前者は贈与ないし一方的移転の関係に立脚しており、従ってまた同化、参加、共同化の概念、利他的な考え方を育成するものであると考えていた。

しかしこのような対比が果たして有効かどうかは議論のあるところである。福祉政策は必ずしも贈与の考え方ばかりに依拠しているのではないし、同化の作用にても、経済市場の方がはるかに強い役割を果たしていると考えられる。

#### ii) 前提となる価値観

彼は価値判断を避けて福祉を論することはできないと考えていた。彼自身は、平等、公正、自由、人類愛、友愛等を重視しており、その価値観は、35年の長

きにわたってほとんど不变であった。

### iii) 現状分析の重視

彼の研究は注意深い、徹底した現状分析にささえられていた。経済や社会の変化に対し、福祉政策が十分対応しうるためにも、現状分析は不可欠であると考えていた。

### iv) 理論の軽視

彼は理論家ではなかった。自分の考えを理論的に展開しようとはしなかったし、理論化の意味をあまり認めようともしなかった。

### v) 新しい発想の導入

ソーシャル・アドミニストレーションを議論する場合、所得控除制度や職域年金制度を絡めて説くことは、今日では常識となっている。しかしこうした発想は、実はティトマスが最初に試みたものであった。あまりにも一般化してしまったために忘れられるがちであるが、このような形での彼の寄与は多数見受けられる。

### vi) 法制の細部にわたる調査

彼は、法制の大雑把な枠組もさることながら、細部の規定が如何に重要な意味を持つかを知っていた。そして実証し議論を展開することの意義、その影響力を信じていた。

## III

一般的特徴のiv) でも指摘されているように、ティトマスの論述は必ずしも理路整然としている訳ではない。彼の全体像を浮びあがらせるためには、各所に散ばっている関連のある論述をつなぎ合わせてその論旨を組み立てる作業が必要である。この論文もいくつかのテーマごとに彼の主張を整理し、その理論上の矛盾や問題を指摘している。

著者が取り上げた最初のテーマな「福祉政策の発展」である。ティトマスは、特定の制度の発展過程を調べ、その発展を推進した要因が何であったかを明らかにしている。しかしそれを福祉政策発展の一般論にまで高めた訳ではなかっ

た。福祉政策の発展を工業化の進展との関係で見ていたことは明らかであるが、一体工業化のどの要因が福祉政策を必然化したかについては明らかにしていない。

一般論を持たなかったということは残念なことであるが、その反面福祉政策の発展に影響を与えた複雑な諸条件をよく説明できたということは大きな意義を持つものであった。その意味で彼は歴史研究に社会学的な説明を導入したのであって、保健や社会保障が比較的一般化して論じることが難しい問題領域であるだけに、この方法は大きな成果を収めたのである。

## IV

次に著者が取り上げているテーマは「社会サービスの役割と目的」についてである。これを著者は次の6点に整理している。

### i) 所得再分配

すべて福祉政策は所得再分配効果を持っている。それは市場メカニズムを通して充足されないニードに対応するためである。しかしすべての福祉政策が垂直的な再分配効果を備えているとは限らない。そしてティトマスが支持したのはこの垂直的再分配効果の高い福祉政策であった。

### ii) 統合と調和

彼は、コミュニティと参加の意識を推進し、疎外感を防ぎ、少数者を社会に組み入れてゆくことが、福祉政策の課題であると考えていた。彼にとって社会的統合は、単に理想とする目標であるだけでなく、現に福祉政策が実現しつつある実態でもあったのである。

### iii) 社会的費用の補填

社会的、経済的变化は、失業、公害、労災といった各種の反福祉状況（dis-welfare）を生み出している。そしてその原因や結果を明らかにすることは容易ではない。ティトマスは、このことが、福祉政策が発展してきた一つの理由であると考えていた。

社会の変化が反福祉状況を生みだすとすれば、その費用は社会が公平に負担

すべきで、一部の人々のみがその犠牲となることは許されない。ティトマスはこのように考えていた。

#### IV) 個人的、社会的福祉の増進

特別なニードを持つ人々や障害を持つ人々に各種の無料サービスを提供し、大多数の人々の心配や不安を取り除くことは、福祉政策の目的である。

#### V) 社会的投資としての寄与

社会サービスに対する支出を、単に消費として捉えるだけでなく、投資として捉えることも必要であると彼は主張している。保健や教育に対する支出は健康な市民を育て、有能な労働者を育てるための投資である。福祉政策の多くの部分はこのように、単に国民の福祉に寄与するだけでなく、国民所得の増大にも積極的に寄与しているのである。

#### vi) 援助の体系への寄与

贈与や援助は現代社会の重要な要素となっている。このような贈与や援助の精神を実現する場を福祉制度は提供する。例えば国民保健サービスは、利他主義、互恵主義あるいは社会的な義務の考え方を助長してきている。ティトマスは、福祉制度が現実に贈与の関係を助長していると考えていた。

#### V

著者が次にあげるのは、「普遍主義と選別主義」に関するティトマスの考え方である。

ミーンズ・テストによって貧しい人々に資源を集中しようとする考え方にはティトマスは反対した。なぜならば、貧しい人々だけを対象とする福祉制度は決して十分な水準を確保しえず、それにより、本来排除されてゆくべき差別の意識が助長されるからであった。

これに対しティトマスが積極的に評価する選別的給付の条約には、まず第1にスティグマの伴なう抑制的なものでなく権利として保障されるものであること、第2は資力に基づいて支給されるものでなく、ニードに応じて支給されることであること、第3は普遍的なサービスの枠組を前提として機能するものであ

ること、などがあげられる。

ただティトマスは彼の言う積極的な選別的給付の具体的な例を示している訳ではない。この点では、彼は具体的で詳細な説明を欠いており、抽象論のみに終始している。

#### VII

「民間福祉」に対するティトマスの批判を著者は次の6点に要約している。

- i) 民間福祉は職域で得られた成果を助長し、その意味で社会的不平等の拡大や固定化に寄与する。
- ii) 民間福祉の存在は、公的サービスを弱め阻害する。
- iii) 民間福祉は不平等を是正したり少数者を組み込んでゆこうとする意図を持たず、従ってこれにより社会的分断が促進される。
- iv) 民間福祉は公的福祉よりも選択の自由を保障していると考えられがちであるが、実際にはそうではない。
- v) 民間福祉が集める金と権力はごく一部の人々の手に収められ、われわれにはこれがどの程度社会の福祉のために用いられているかを知ることができない。

vi) 民間福祉と呼ばれるものも、現実にはその費用の相当部分は公的に負担されている。すなわち、企業内福祉費は税控除の対象とされているし、企業はその費用を生産物の価格に上のせして消費者に転嫁している。従ってこれを公的に規制しコントロールすることは理由のあることである。

ティトマスの民間福祉に対する批判は以上の様に要約できる。しかしさらに進んで、公的な福祉政策と民間福祉との関係は具体的にどうあるべきかということになると、答は明らかでない。

#### VIII

ティトマスはしばしば「福祉政策の失敗」について論じている。その理由として彼は次の5つをあげている。

- i) 福祉政策の枠組を狭く取りすぎ、これを貧困者に限定して考えがちであ

った。ii) 法制が出来れば問題が解決すると安易に考えがちであった。iii) 経済分析の技術が進歩したほどには社会分析の技術は発展しなかった。iv) 福祉をそれ自体独立したものとして理解し、福祉サービスの機能やニードの基準を、変化する諸条件との関連において見極めることをしなかった。v) ビジョンを持たず創意に欠けていた。

ここで興味深い点は、福祉政策がその目的を達成できなかった理由としてティトマスがあげるのは、いずれも福祉政策自体にまつわる問題であるということである。ティトマスは常に物事をより広い視野に立って理解しようとしたのであるが福祉政策の失敗に関しては福祉政策自体にその原因を求めている。著者はこの点を、ティトマスにおける「政治社会学」の欠陥と表現している。

### VIII

ティトマスは福祉政策に固有の研究方法を考え出してこれを例示した。それは福祉政策の特徴や運営に関する我々の理解を大きく前進させた。この点ではこの論文の著者も、ティトマスの功績を高く評価している。しかしフェビアン主義的なその研究方法がまたティトマスの限界ともなっていることを指摘している。福祉政策の目標と考えられている事柄が、そもそも我々の今日の社会で達成されうるものなのだろうか。この点が、ティトマス以後の福祉政策研究者に残された課題であると指摘し、著者はこの論文を結んでいる。

Paul Wilding, Richard Titmuss and Social Welfare, Social and Economic Administration, Vol.10, No.3, Autumn 1976,  
pp.147-166.

(一圓光弥 健保連)

### 社会保障こぼれ話

## 社会保障の前進

(イラク)

この国には、1936年に労働災害の補償制度が採用され、社会保障の夜明けが訪れている。その後の推移はともかく、1956年に、積立方式の制度により、退職や疾病に対する給付が設けられている。その後、1964年に社会保障法が制定され、社会保障制度の近代化が図られた。

1968年7月に政治的な改革が行なわれたが、新しい政治体制のもとに、社会保障制度にも意欲的な改善が進められている。社会保障制度の改善を企図した1969年の法律第112号が、1970年から実施されたが、これまでの法律やその改正法は、いうなれば、社会保障制度の改革を目指す序曲といえるものであった。本格的な改革を目指す段階は、1971年の法律第39号(年金・社会保障法)で、現行制度はこの法律で規定されている。

1971年法による現行制度は、労働者の保健、衛生、および生活水準の保障を企図している。また、第1段階として、短期間のうちに、年金・社会保障法によって、全労働者をカバーすることが目標とされている。新しい制度を管理・運営する機関には、その組織の基本的な活動を担当する部門として、健康保険、労働災害、年金、および社会サービスの4部門が設けられている。なお、最新の科学的手法を駆使するために、管理・運営にはコンピューターも導入されており、制度の管理・運営、財政、および技術的な分野において、寄与が期待されている。

健康保険部門の活動では、疾病や傷害が完全に治癒するまで、あるいは、廃疾が認定されるまで労働不能によって生じた喪失賃金の補償が支払われる。同時に、疾病や傷害に対して、医療が提供されている。また、女子労

(24頁につづく)